

2011年8月31日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—中華人民共和国商務部公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第188号)

商務部、外資M&Aの安全審査制度に係る規定を公布 ～重要産業に対する外資M&Aの安全審査制度を明確化～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国・商務部は2011年8月25日付で、『商務部の外国投資家による国内企業の合併・買収に係る安全審査制度の実施に関する規定』(商務部公告2011年第53号、以下、『53号規定』という)を公布しました。『53号規定』は、中国・国務院が今年2月に公布した『外国投資家による国内企業の合併・買収に係る安全審査制度確立についての通達』(国発[2011]6号、以下、『6号通達』という)に基づき、外資M&Aに係る安全審査の商務部における手続について規定したもので、**2011年9月1日**より実施されます。

国務院は今年2月、『6号通達』を公布し、外国投資家による中国企業の合併・買収に対して、一定の条件に該当する場合、安全審査制度を義務付けました¹。安全審査の対象となるのは、軍事関連企業や軍事施設周辺企業、重要農産品、重要エネルギー・資源、重要インフラ施設、重要運輸サービス、基幹技術、重大装備製造といった中国の国防や重要産業に関わる業種。上述の業種に関係する外資M&Aは、関連当局によって組織される「連席会議」によってその安全性が審議され、認可を受けた後に実施可能であるとし、一部業種における外資M&Aの審査制度の強化が図られました。

『6号通達』では、審議を行う「連席会議」の具体的な審査業務は国家発展改革委員会および商務部が中心となってい、外国投資家による安全審査に係る申請に対しては、商務部が窓口となって対応すると規定。これを受け、商務部は今年3月、『商務部の外国投資家による国内企業の合併・買収に係る安全審査制度実施に関する事項についての暫定規定』(中華人民共和国商務部公告2011年第8号、以下、『8号暫定規定』という)を公布。『8号暫定規定』の実施期間は今年8月末までとし、外資M&Aの安全審査制度を試験的に導入しました²。また『8号暫定規定』の試行期間終了後は、関連部門などから寄せられた意見をもとに、改訂の上、正式な規定が公布されるといわれていました。

¹ 『6号通達』の詳細につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第149号をご参照ください。以下のURLよりダウンロード可能となっております⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo149.pdf

² 『8号暫定規定』の詳細につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第153号をご参照ください。以下のURLよりダウンロード可能となっております⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo153.pdf

この度公布された『53号規定』は、約半年間に渡る試行期間を経て、商務部における安全審査に係る手続について正式に規定したものの、『53号規定』では、『8号暫定規定』に比べ、新たに関連当局および企業に対する秘密保持義務の条項が加えられたほか（『53号規定』第11条）、外国投資家が中国企業の合併・買収を行う場合に、国外での取引や迂回投資など、いかなる方法によっても安全審査を回避してはならないと規定するなど、安全審査を回避しようとする行為に対して厳格に処置する姿勢を見せています。

従来、外資M&Aに係る安全審査制度については、『独占禁止法』や『外国投資家による国内企業の合併・買収に関する規定』（商務部令2009年第6号）において一部言及されているものの、申請・承認手続についてはやや具体性に欠けていました。

『独占禁止法』

第31条 外資が国内企業を合併・買収する場合、またはその他の方法で経営の集中に参加し、国の安全に関わる場合、本法の規定に基づき事業者の集中を審査するほかに、さらに国家関連規定に基づき国家安全審査を実施しなければならない。

『外国投資家による国内企業の合併・買収に関する規定』

第12条 外国投資家が国内企業を合併・買収しかつ実質的支配権を取得する際に、重点業種、国の経済・安全に影響を与える、もしくは影響を与える可能性のある要因が存在する場合、または著名商標もしくは中華老舗の商号を有する国内企業の実質的支配権の移転をもたらす場合、当事者はこれについて商務部に申告しなければならない。

昨年に入り、中国・国務院は『外資利用業務をより一層遂行することに関する若干の意見』（国発[2010]9号）において、外資M&Aに対する独占禁止審査の実施や安全審査制度の導入について言及。関連当局の対応が待たれていました。

『外資利用業務をより一層遂行することに関する若干の意見』

(12) 外資が資本参加、合併・買収等の方式により国内企業の改組、改造および合併、再編に参加することを奨励する。A株上場会社が国内外の戦略投資家を導入することを奨励する。外資による国内証券投資および企業の合併・買収への参与を規範化する。法に基づき独占禁止に係る審査を実施し、併せて外資の合併・買収に係る安全審査制度を速やかに確立する。

今年2月の『6号通達』の施行にあわせ、商務部が試行段階を経て、この度『53号規定』を公布したことから、外資M&Aに対する安全審査制度に係る法規制が具体化したと言えます。

商務部は外資M&Aに係る安全審査制度の施行について、外資M&Aに係る法的環境の整備を行い、実務上の透明・公正化を図り、国際慣例に則ったものであるとし、また将来的に外資M&Aの増加が予測されることから、中国の外資導入に係る構造を改善するためにも、安全審査制度の導入は必然的なものであると説明しています³。

しかし外国投資家にとっては、中国投資において新たな懸念材料が一つ加わったこととなります。外資M&Aが安全審査制度に該当する場合、関係当局での申請手続が煩雑化するほか、時間コストも大幅に増加。さらに安全審査制度では、外国投資家以外に、政府関連部門や業界団体、業界他社なども外資M&Aに対する審査の提起を行うことができるなど、一部業種のM&Aに対して第三者による制限が入る恐れもあります。

また『6号通達』および『53号規定』では安全審査の対象となる具体的な業種については明確に規定しておらず、その適用範囲が曖昧かつ広い範囲にわたるため、詳細な手続については、今後の当局による運用動向を注視していく必要があります。

中国政府は近年、外資導入に関して、ハイテク分野や省エネ・環境保護産業への外資導入を奨励する一方、「二高一資」と呼ばれる高エネルギー消費、高汚染などに関するプロジェクトを抑制する方針を示しており、外資導入の「量」から「質」への転換を推進。同時に、外国企業による中国大手企業の買収案件については、独占禁止法に抵触する恐れがあるため認可しないケースがあるなど、中国政府は大型の外資M&A案件については慎重な姿勢を保っています。

安全審査制度の導入は、外商投資に関する法規性の環境整備を行い、実務面での明確化を図る一方、外資による重要産業への参入に対してはより厳格に対処しようとする中国政府の方針を示しているのではないかと考えられます。

安全審査制度の詳細につきましては、以下をご参照ください。

□ 安全審査制度の対象業種・取引

外国投資家による国内企業の合併・買収に係る安全審査(以下、「合併・買収に係る安全審査」という)の対象となる業種には、以下の状況が含まれます(『6号通達』第1条第1項)。

- ✓ 外国投資家が軍事および軍事関連企業、重点・敏感軍事施設周辺企業、ならびに国防・安全に関係するその他の単位を合併・買収する場合。
- ✓ 外国投資家が国内の国家安全に関係する重要農産品、重要エネルギーおよび資源、重要インフラ施設、重要運輸サービス、基幹技術、重大装備製造等の企業を合併・買収し、かつ実質的支配権が外国投資家により取得される可能性がある場合。

³ 今年2月の商務部定例記者会見での発言。 <http://www.mofcom.gov.cn/xwfbh/20110217.shtml>

また『6号通達』では、合併・買収に係る安全審査の対象となる取引について、以下のように規定しています（『6号通達』第1条第2項）。

- ✓ 外国投資家による国内の非外商投資企業の持分を買収すること、もしくは国内の非外商投資企業の増資を引き受けることにより、当該国内企業を外商投資企業として変更・設立すること。
- ✓ 外国投資家が国内の外商投資企業の中国側株主の持分を買収すること、もしくは国内の外商投資企業の増資を引き受けること。
- ✓ 外国投資家が外商投資企業を設立し、併せて当該外商投資企業を通して国内企業の資産を買収することに合意かつ当該資産を運営すること、もしくは当該外商投資企業を通して国内企業の持分を買収すること。
- ✓ 外国投資家が直接国内企業の資産を買収し、かつ当該資産投資により外商投資企業を設立して当該資産を運営すること。

さらに「外国投資家による実質的支配権の取得」とは、「外国投資家が合併・買収を通して国内企業の支配株主もしくは実質的支配者となること」を指すとし、合併・買収の対象企業の持分の50%以上を取得する場合や、50%未満であっても、株主総会や理事会での決定に重要な影響を与える場合や、対象企業の経営方針決定や財務・人事・技術などの実質的支配権が外国投資家に移動する場合などを含むと規定しています（『6号通達』第1条第3項、詳細は以下参照）。

- ✓ 外国投資家およびその支配親会社、支配子会社が合併・買収後に保有する株式総額が50%以上になる場合。
- ✓ 複数の外国投資家が合併・買収後に保有する株式総額の合計が50%以上になる場合。
- ✓ 外国投資家が合併・買収後に保有する株式総額は50%に満たないが、それが保有する株式によって享受する表決権が株主会もしくは株主総会、理事会の決議に対して重大な影響を与えるに足る場合。
- ✓ 国内企業の経営方針決定、財務、人事、技術等の実質的支配権が外国投資家に移動するその他の状況。

□ 合併・買収に係る安全審査の内容

『6号通達』では、合併・買収に係る安全審査の内容に関して以下の項目挙げており、安全審査では国防や国の経済・基本生活秩序、国の基幹技術や研究開発能力に影響を及ぼすか否かについて審査する旨、明確にしています。

- ✓ 合併・買収取引が、国防に必要とする国内の製品生産能力、国内のサービス提供能力および関連設備・施設を含む国防・安全に与える影響。
- ✓ 合併・買収取引が、国家経済の安定的運営に与える影響。
- ✓ 合併・買収取引が、社会基本生活秩序に与える影響。
- ✓ 合併・買収取引が、国の安全基幹技術の研究開発能力に与える影響。

□ 安全審査の申請手続

『6号通達』および『53号規定』では、合併・買収に係る安全審査に対して、関連当局によって組織される「連席会議」制度を導入し、国家発展改革委員会と商務部が中心となり外資の合併買収に関連する安全審査業務を実施し、外国投資家の申請窓口は商務部が担当すると規定しています。

外国投資家は、国内企業の合併・買収に際して、安全審査の範囲に該当すると判断する場合、商務部に合併・買収に係る安全審査の申請を提出する必要があります(『6号通達』第4条第1項、『53号規定』第1条)。

外国投資家自身による申請のほか、関連当局や業界協会、関連企業が安全審査を行う必要があると認める場合においても、商務部に対して通して安全審査を行うように発議することができ、その場合、発議者に対して、合併・買収取引の基本状況に係る状況説明資料の提出を要求しています(『6号通達』第4条第2項、『53号規定』第3条)。

また外国投資家が地方商務主管部門で国内企業の合併・買収に係る申請手続を行う場合に、外国投資家による国内企業の合併・買収が安全審査の範囲内に該当するものの、商務部に合併・買収に係る安全審査の申請を提出していないときは、「暫時、手続を停止し、5営業日以内に申請者に対して商務部に合併・買収に係る安全審査の申請を提出するように書面で要求」と規定し(『53号規定』第2条)、安全審査に係る手続の徹底を図っています。

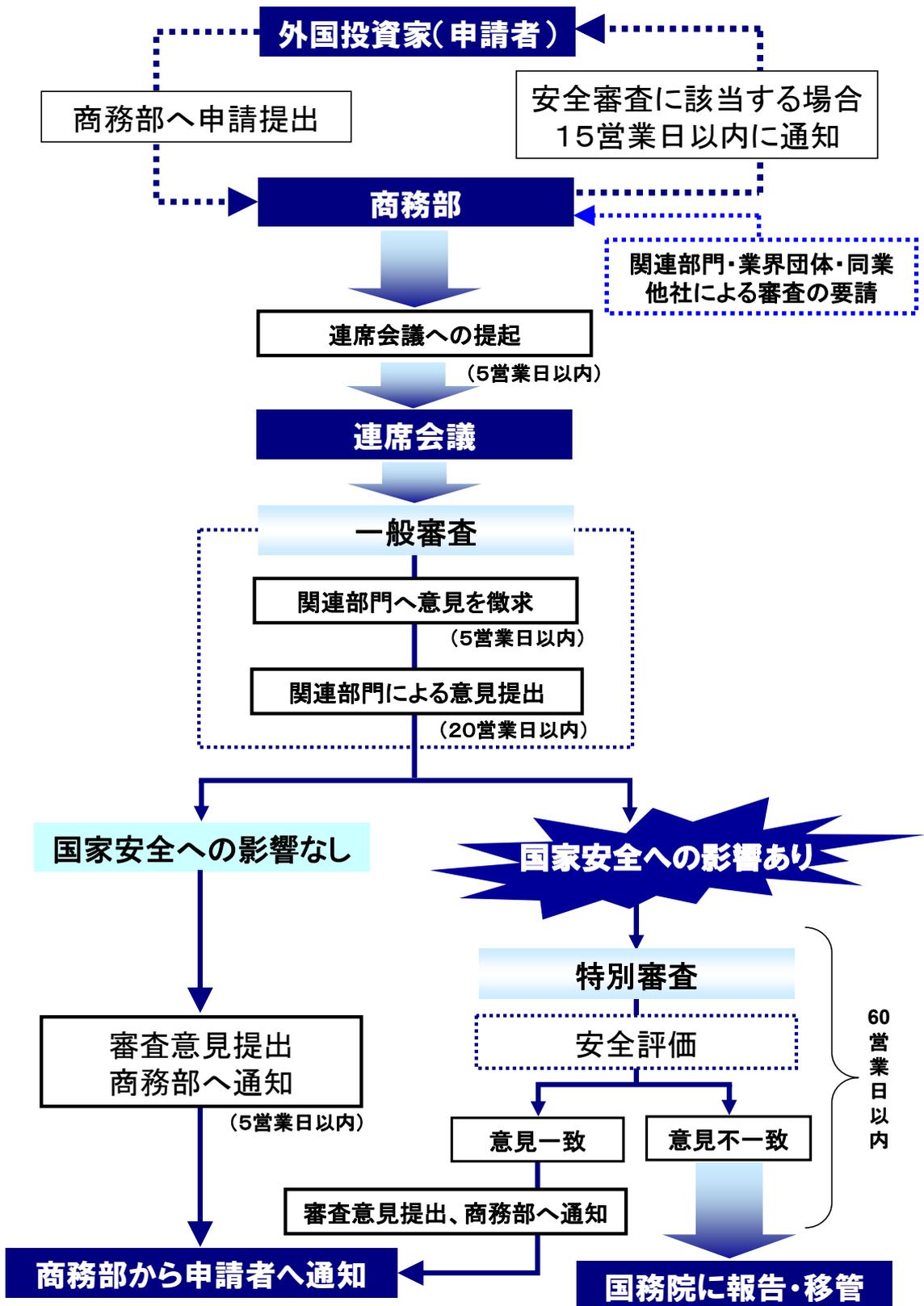
外国投資家が安全審査の申請を商務部に提出した後、書類に不備がなく、法定の基準を満たしている場合、書面で申請受理を告知し(『53号規定』第6条第1項)、当該合併・買収が安全審査の範囲に該当する場合、商務部は15営業日以内に、外国投資家に書面で告知し、それから5営業日以内に、商務部は連席会議に審議を行うように提起するとしています(『6号通達』第4条第1項、『53号規定』第6条第2項)。

なお、外国投資家は、商務部の申請受理書を受領してから15営業日以内は合併・買収取引を実施してはならず、15営業日以降、商務部が書面で通知していない場合は、関連規定に基づき合併・買収手続が実施可能であるとしています(『53号規定』第6条第3項)。

連席会議による審査は「一般性審査」と「特別審査」に分かれており、連席会議は商務部の提起を受けた後、まず「一般性審査」を実施します。関連当局の審議の結果、合併・買収取引が国家安全に影響を与えないと認められる場合、「特別審査」は行われず、連席会議は商務部に安全審査に係る意見書を提出します(『6号通達』第4条第3項)。

一方、合併・買収取引が国家安全に影響を及ぼすと認められる場合、連席会議は「特別審査」を行い、合併・買収取引に対する安全評価を実施します。安全評価に関する関連当局の意見が基本的に一致している場合、連席会議は審査意見書を商務部に提出します。逆に、安全評価に関する意見に重大な相違が存在する場合、連席会議は決定を国务院に委ねます(『6号通達』第4条第3項、なお詳細な手続プロセスは次ページの図表1をご参照ください)。

【図表1】 安全審査に係る手続フロー(イメージ図)



(『6号通達』、『53号規定』、『外国投資家による国内企業の合併・買収に係る安全審査制度実施に係る手続ガイドライン』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 安全審査の申請に係る提出必要書類

『53号規定』第5条では、外国投資家が商務部に安全審査を正式に申請する場合、以下の書類が必要であるとしています。

- ✓ 申請者の法定代表者またはその授権代表が署名した合併・買収に係る安全審査の申請書および取引状況説明書。
- ✓ 公証および法に基づいた認証を受けた外国投資家の身分証明書または登録登記証明書および資本信用証明文書。法定代表者の身分証明書または外国投資家の授権代表委託書、授権代表の身分証明書。
- ✓ 外国投資家および関連企業（その実質支配者、一致行動者を含む）の状況説明書、関連する国家政府との関係説明書。
- ✓ 合併・買収される国内企業に関する状況説明書、定款、営業許可証（コピー）、前年度の会計監査を受けた財務諸表、合併・買収前後の組織機構図、投資先企業の状況説明書および営業許可証（コピー）。
- ✓ 合併買収後に設立予定の外商投資企業に係る契約、定款またはパートナー協議書および各株主が委任する理事会メンバー、招聘する総経理またはパートナー等の高級管理人員の名簿。
- ✓ 持分の合併・買収取引の場合、持分譲渡協議書または外国投資家による国内企業の増資引受に係る協議書、合併・買収される国内企業の株主決議、株主総会決議、および相応する資産評価報告書を提出すること。
- ✓ 資産の合併・買収取引の場合、国内企業の権力機関または資産権保有者による資産売却同意に係る決議、資産買収協議書（買収予定資産のリスト、状況を含む）、協議書の各関係者についての状況、および相応する資産評価報告書を提出すること。
- ✓ 外国投資家が合併・買収後に保有する表決権が株主会もしくは株主総会、董事会決議、パートナー事務の執行に与える影響についての説明書、国内企業の経営政策決定・財務・人事・技術等の実質支配権が外国投資家またはその国内外関連企業へ移転することに関するその他の状況説明書、および上述の状況と関連する協議書もしくは文書。
- ✓ 商務部が要求するその他の文書。

□ 申請前の事前協議

『53号規定』第4条では、外国投資家が商務部に対して安全審査を正式に申請する前に、「申請者は、その国内企業の合併・買収に係るプロセス性の問題について商務部に協議の申請を提出し、事前に関連状況について意思疎通を図ることができる」とし、安全審査の手続について、商務部に事前協議の申請が可能である旨、規定しています。ただし事前協議は安全審査手続に必ずしも必要なプロセスではなく、また法的拘束力もないため、留意が必要です。

『6号通達』および『53号規定』の詳細につきましては以下にございます日本語訳（仮訳）、および16ページにございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

国务院弁公庁

国弁発[2011]6号

『外国投資家による国内企業の合併・買収に係る安全審査制度確立についての通達』

各省・自治区・直轄市人民政府、国务院各部・委員会・各直属機関：

近年、経済のグローバル化の深い発展およびわが国の対外開放政策の更なる拡大に伴い、外国投資家が合併・買収の方式によって実施する投資が次第に増加し、わが国の外資利用の多様化を促進し、資源配置の最適化・技術進歩の推進・企業管理水準の向上等の面において積極的な役割を果たしてきた。外国投資家による国内企業の合併・買収の秩序ある発展を指導し、国家の安全を維持するため、国务院の採択を受け、ここに外国投資家による国内企業の合併・買収に係る安全審査（以下、「合併・買収に係る安全審査」という）制度に関する事項について、以下のように通知する。

1. 合併・買収に係る安全審査の範囲

- (1) 合併・買収に係る安全審査の範囲には以下が含まれる：外国投資家が国内の軍事および軍事関連企業、重点・敏感軍事施設周辺企業、ならびに国防・安全に関係するその他の単位を合併・買収する場合。外国投資家が国内の国家安全に関係する重要農産品、重要エネルギーおよび資源、重要インフラ施設、重要運輸サービス、基幹技術、重大装備製造等の企業を合併・買収し、かつ実質的支配権が外国投資家により取得される可能性がある場合。
- (2) 外国投資家による国内企業の合併・買収には、以下の状況が含まれる。
 - ① 外国投資家による国内の非外商投資企業の持分を買収すること、もしくは国内の非外商投資企業の増資を引き受けることにより、当該国内企業を外商投資企業として変更・設立すること。
 - ② 外国投資家が国内の外商投資企業の中国側株主の持分を買収すること、もしくは国内の外商投資企業の増資を引き受けること。
 - ③ 外国投資家が外商投資企業を設立し、併せて当該外商投資企業を通して国内企業の資産を買収することに合意しかつ当該資産を運営すること、もしくは当該外商投資企業を通して国内企業の持分を買収すること。
 - ④ 外国投資家が直接国内企業の資産を買収し、かつ当該資産投資により外商投資企業を設立して当該資産を運営すること。

- (3) 外国投資家による実質的支配権の取得とは、外国投資家が合併・買収を通して国内企業の支配株主もしくは実質的支配者となることを指す。これには以下の状況が含まれる。
- ① 外国投資家およびその支配親会社、支配子会社が合併・買収後に保有する株式総額が50%以上になる場合。
 - ② 複数の外国投資家が合併・買収後に保有する株式総額の合計が50%以上になる場合。
 - ③ 外国投資家が合併・買収後に保有する株式総額は50%に満たないが、それが保有する株式によって享受する表決権が株主会もしくは株主総会、董事会の決議に対して重大な影響を与えるに足る場合。
 - ④ 国内企業の経営政策決定、財務、人事、技術等の実質的支配権が外国投資家に移動するその他の状況。

2. 合併・買収に係る安全審査の内容

- (1) 合併・買収取引が、国防に必要とする国内の製品生産能力、国内のサービス提供能力および関連設備・施設を含む国防・安全に与える影響。
- (2) 合併・買収取引が、国家経済の安定的運営に与える影響。
- (3) 合併・買収取引が、社会基本生活秩序に与える影響。
- (4) 合併・買収取引が、国の安全基幹技術の研究開発能力に与える影響。

3. 合併・買収に係る安全審査の業務体制

- (1) 外国投資家による国内企業の合併・買収に係る安全審査について部門間の連席会議(以下、「連席会議」という)制度を確立し、合併・買収に係る安全審査業務を具体的に引き受ける。
- (2) 連席会議は国务院の指導のもと、国家発展改革委員会、商務部が筆頭となり、外資の合併買収に関連する業界および領域に基づき、関連部門と共同して合併・買収に係る安全審査を実施する。
- (3) 連席会議の主要職責には以下が含まれる:外国投資家による国内企業の合併・買収が国家安全に与える影響の分析。外国投資家による国内企業の合併・買収に係る安全審査業務における重大な問題に対する研究、調整。安全審査を必要とする外国投資家による国内企業の合併・買収取引に対する安全審査を実施し、かつ決定すること。

4. 合併・買収に係る安全審査のプロセス

- (1) 外国投資家が国内企業を合併・買収する場合、本通達の規定に基づき、投資家は商務部に申請を提出しなければならない。安全審査の範疇に属する合併・買収取引について、商務部は5営業日以内に連席会議に対して審査を行うように提起しなければならない。
- (2) 外国投資家が国内企業を合併・買収する場合、国务院関連部門、全国性業界協会、同業企業および上下流企業が合併・買収に係る安全審査を行う必要があると認める場合、商務部を通して合併・買収に係る安全審査を行うように発議することができる。連席会議が確かに合併・買収に係る安全審査が必要であると認める場合、審査を行う決定を出すことができる。
- (3) 連席会議は商務部が安全審査を提起した合併・買収取引に対して、まず一般性審査を行い、一般性審査を通過することができなかつた場合、特別審査を行う。合併・買収取引の当事者は連席会議による安全審査業務に協力し、安全審査に必要な資料、情報を提供し、関連する質問を受けなければならない。

一般性審査は書面による意見徴求方式を採用して実施する。連席会議は商務部が安全審査を提起した合併・買収取引に係る申請を受領した後、5営業日以内に、書面により関連部門の意見を徴求しなければならない。関連部門は書面による意見徴求状を受領した後、20営業日以内に意見書を提出しなければならない。関連部門すべてにおいて合併・買収取引が国家安全に影響を与えないと認める場合、特別審査を実施せず、連席会議がすべての意見書を受領してから5営業日以内に審査意見を提出し、かつ書面により商務部に通知しなければならない。

関連部門において合併・買収取引が国家安全に影響を及ぼすと認める場合、連席会議は意見書を受領してから5営業日以内に特別審査プロセスを開始しなければならない。特別審査プロセスを開始した後、連席会議は合併・買収取引に対する安全評価を組織し、かつ評価意見を考慮の上、合併・買収取引に対して審査を行い、意見が基本的に一致している場合、連席会議は審査意見を提出する。重大な相違が存在する場合、連席会議は国务院に報告して決定を要請する。連席会議は特別審査プロセス開始日から60営業日以内に特別審査を完了するか、もしくは国务院に報告して決定を要請する。審査意見は連席会議が書面で商務部に通知する。

- (4) 合併・買収に係る安全審査の過程において、申請者は商務部に対して取引計画の修正もしくは合併・買収取引の取消を申請することができる。
- (5) 合併・買収に係る安全審査意見は、商務部が書面で申請者に通知する。

- (6) 外国投資家による国内企業の合併・買収行為が国家安全に対してすでに重大な影響を及ぼしている場合、もしくは重大な影響を及ぼす可能性がある場合、連席会議は商務部に対して関連部門と共同して当事者の取引を停止するように要求するか、または関連する持分、資産の譲渡もしくはその他の有効な措置を採用して、当該合併・買収行為による国家安全に対する影響を取り除かなければならない。

5. その他の規定

- (1) 関連する部門および単位は全局的な観念を樹立し、責任意識を強化し、国家秘密および商業秘密を保持し、業務効率を向上させ、対外開放の拡大および外資利用水準の向上を図ると同時に、外資による合併・買収の健全な発展を推進し、国家安全を適切に維持しなければならない。
- (2) 外国投資家による国内企業の合併・買収が新規の固定資産投資に関係する場合、国の固定資産投資管理に係る規定に基づきプロジェクト認可手続を行う。
- (3) 外国投資家による国内企業の合併・買収が国有資産権の変更に係る場合、国の国有資産管理に係る規定に基づき手続を行う。
- (4) 外国投資家による国内金融機関の合併・買収に係る安全審査は別途規定する。
- (5) 香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区の投資家が合併・買収を行う場合、本通達の規定を参照して執行する。
- (6) 合併・買収に係る安全審査制度は本通達の公布日から30日後に実施する。

国务院弁公庁

2011年2月3日

商務部公告2011年第53号

『外国投資家による国内企業の合併・買収に係る安全審査制度確立についての国务院弁公庁の通達』(国発[2011]6号)および外商投資に関連する法律・法規に基づき、広くパブリックコメントを募集した上、わが部は『商務部の外国投資家による国内企業の合併・買収に係る安全審査制度の実施に関する事項についての暫定規定』(商務部公告2011年第8号)に対して改善を行い、『商務部の外国投資家による国内企業の合併・買収に係る安全審査制度の実施に関する規定』を制定した。ここに公布し、2011年9月1日より実施する。

中華人民共和國商務部

2011年8月25日

『商務部の外国投資家による国内企業の合併・買収に係る安全審査制度の実施に関する規定』

第1条 外国投資家が国内企業を合併・買収する場合に、『外国投資家による国内企業の合併・買収に係る安全審査制度確立についての国务院弁公庁の通達』において明確な安全審査の範囲に該当するとき、外国投資家は商務部に合併・買収に係る安全審査の申請を提出しなければならない。

2名もしくは2名以上の外国投資家が共同で合併・買収を行う場合、共同で、または1名の外国投資家を確定し(以下、「申請者」という)、商務部に合併・買収に係る安全審査の申請を提出することができる。

第2条 地方商務主管部門は『外国投資家による国内企業の合併・買収に関する規定』、『外商投資企業の投資家持分変更に関する若干規定』、『外商投資企業の国内投資に関する暫定規定』等の関連規定に基づき合併・買収取引の申請を受理する際に、合併・買収に係る安全審査の範囲に該当するが、申請者が商務部に合併・買収に係る安全審査の申請を提出していない場合、暫時、手続を停止し、5営業日以内に申請者に対して商務部に合併・買収に係る安全審査の申請を提出するように書面で要求し、同時に関連状況を商務部に報告しなければならない。

第3条 外国投資家が国内企業を合併・買収する場合、国务院関連部門、全国性業界協会、同業企業および上下流企業が合併・買収に係る安全審査が必要であると認める場合、商務部に対して合併・買収に係る安全審査を行うように発議し、かつ関連状況の説明書(合併・買収取引の基本状況、国家安全に対する具体的な影響等)を提出することができる。商務部は利益関係者に対して関連する説明書を提出するように要求することができる。合併・買収に係る安全審査の範囲に該当する場合、商務部は5営業日以内に発

議を連席会議へ提出する。連席会議が、合併・買収に係る安全審査が確かに必要であると認める場合、商務部は連席会議の決定に基づき、外国投資家に対して、本規定に基づき合併・買収に係る安全審査の申請を提出するように要求する。

第4条 商務部に合併・買収に係る安全審査を正式に申請する前に、申請者は、その国内企業の合併・買収に係るプロセス性の問題について商務部に協議の申請を提出し、事前に関連状況について意思疎通を図ることができる。当該協議の予約は、正式な申請に係る必要プロセスではなく、協議状況は拘束力および法的効力を有さず、正式な申請提出の根拠とはしない。

第5条 商務部に合併・買収に係る安全審査を正式に申請する場合、申請者は以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 申請者の法定代表者またはその授権代表が署名した合併・買収に係る安全審査の申請書および取引状況説明書。
- (2) 公証および法に基づいた認証を受けた外国投資家の身分証明書または登録登記証明書および資本信用証明文書。法定代表者の身分証明書または外国投資家の授権代表委託書、授権代表の身分証明書。
- (3) 外国投資家および関連企業(その実質支配者、一致行動者を含む)の状況説明書、関連する国家政府との関係説明書。
- (4) 合併・買収される国内企業に関する状況説明書、定款、営業許可証(コピー)、前年度の会計監査を受けた財務諸表、合併・買収前後の組織機構図、投資先企業の状況説明書および営業許可証(コピー)。
- (5) 合併買収後に設立予定の外商投資企業に係る契約、定款またはパートナー協議書および各株主が委任する董事会メンバー、招聘する総経理またはパートナー等の高級管理人員の名簿。
- (6) 持分の合併・買収取引の場合、持分譲渡協議書または外国投資家による国内企業の増資引受に係る協議書、合併・買収される国内企業の株主決議、株主総会決議、および相応する資産評価報告書を提出すること。
- (7) 資産の合併・買収取引の場合、国内企業の権力機関または資産権保有者による資産売却同意に係る決議、資産買収協議書(買収予定資産のリスト、状況を含む)、協議書の各関係者についての状況、および相応する資産評価報告書を提出すること。

- (8) 外国投資家が合併・買収後に保有する表決権が株主会もしくは株主総会、董事会決議、パートナー事務の執行に与える影響についての説明書、国内企業の経営政策決定・財務・人事・技術等の実質支配権が外国投資家またはその国内外関連企業へ移転することに関するその他の状況説明書、および上述の状況と関連する協議書もしくは文書。
- (9) 商務部が要求するその他の文書。

第6条 申請者が提出する合併・買収に係る安全審査の申請文書が不備なく、かつ法定の要求を満たしている場合、商務部は申請者に対して申請受理を書面で通知しなければならない。

合併・買収に係る安全審査の範囲に属する場合、商務部は15営業日以内に書面で申請者に告知し、かつそれから5営業日以内に外国投資家による国内企業の合併・買収に係る安全審査の部門間連席会議（以下、「連席会議」という）に対して審査を行うように提起する。

申請受理を書面で申請者に通知した日から15営業日以内において、申請者は合併・買収取引を実施してはならず、地方商務主管部門は合併・買収に係る審査・承認を行ってはならない。15営業日以降、商務部が申請者に書面で告知していない場合、申請者は国の関連する法律法規に基づき関連手続を行うことができる。

第7条 商務部は連席会議の審査意見書を受領した後、5営業日以内に審査意見書を申請者（または当事者）、および合併・買収取引管理に責任を負う地方商務主管部門に書面で通知する。

- (1) 国の安全に影響しない場合、申請者は『外国投資家による国内企業の合併・買収に関する規定』、『外商投資企業の投資家持分変更に関する若干規定』、『外商投資企業の国内投資に関する暫定規定』等の関連規定に基づき、相応する管理権限を有する関連主管部門で合併・買収取引に係る手続を行うことができる。
- (2) 国の安全に影響を及ぼす可能性があり、かつ合併・買収取引をまだ実施していない場合、当事者は取引を終了しなければならない。申請者が合併・買収取引の調整、申請文書の修正、かつ再審査を経ていない場合、合併・買収取引を申請・実施してはならない。
- (3) 外国投資家による国内企業の合併・買収行為が国の安全に対して重大な影響をすでに及ぼしている、または及ぼす可能性がある場合、連席会議の審査意見に基づき、商務部は関連部門と共同で、当事者による取引を終了させるか、または関連する持分・資産の譲渡、もしくはその他の有効的な措置を講じることにより、当該合併・買収行為による国の安全への影響を取り除く。

- 第8条** 商務部が連席会議に対して審査を提起した後、申請者が申告文書の修正、合併・買収取引の取消または連席会議の要求に応じた補充提出・資料修正を行う場合、商務部に関連文書を提出しなければならない。商務部は申請報告書および関連文書を受領した後、5営業日以内に連席会議に提出する。
- 第9条** 外国投資家による国内企業の合併・買収に対しては、取引の実質的内容および実際の影響の側面から、合併・買収取引が合併・買収に係る安全審査の範囲に該当するか否か判断しなければならない。外国投資家はいかなる方式によっても合併・買収に係る安全審査を実質的に回避してはならず、これには代理保有、信託、多層的再投資、リース、貸付、協議支配、国外取引等の方式を含むがそれに限るものではない。
- 第10条** 外国投資家による国内企業の合併・買収が連席会議の審査に提出されなかった、または連席会議が国の安全に影響しないと認めた場合において、それより後に合併・買収取引の調整、関連協議文書の修正、経営活動の変更およびその他の変化(国外の実質支配者の変化等を含む)が発生したことにより、当該取引が『外国投資家による国内企業の合併・買収に係る安全審査制度確立についての国务院弁公庁の通達』において明確な合併・買収に係る安全審査の範囲に該当することになったとき、当事者は関連する取引および活動を停止し、外国投資家は本規定に基づき商務部に合併・買収に係る安全審査の申請を提出しなければならない。
- 第11条** 合併・買収に係る安全審査に参加する商務主管部門、関連する単位および人員は合併・買収に係る安全審査の国家機密、商業秘密およびその他の秘密保持が必要な情報に対して秘密保持の義務を負わなければならない。
- 第12条** 本規定は2011年9月1日より実施する。

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 佐藤直昭 】

国务院办公厅
国办发[2011]6号
《关于建立外国投资者并购境内企业安全审查制度的通知》

各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构：

近年来，随着经济全球化的深入发展和我国对外开放的进一步扩大，外国投资者以并购方式进行的投资逐步增多，促进了我国利用外资方式多样化，在优化资源配置、推动技术进步、提高企业管理水平等方面发挥了积极作用。为引导外国投资者并购境内企业有序发展，维护国家安全，经国务院同意，现就建立外国投资者并购境内企业安全审查（以下简称并购安全审查）制度有关事项通知如下：

一、 并购安全审查范围

（一） 并购安全审查的范围为：外国投资者并购境内军工及军工配套企业，重点、敏感军事设施周边企业，以及关系国防安全的其他单位；外国投资者并购境内关系国家安全的重要农产品、重要能源和资源、重要基础设施、重要运输服务、关键技术、重大装备制造等企业，且实际控制权可能被外国投资者取得。

（二） 外国投资者并购境内企业，是指下列情形：

1. 外国投资者购买境内非外商投资企业的股权或认购境内非外商投资企业增资，使该境内企业变更设立为外商投资企业。
2. 外国投资者购买境内外商投资企业中方股东的股权，或认购境内外商投资企业增资。
3. 外国投资者设立外商投资企业，并通过该外商投资企业协议购买境内企业资产并且运营该资产，或通过该外商投资企业购买境内企业股权。
4. 外国投资者直接购买境内企业资产，并以该资产投资设立外商投资企业运营该资产。

（三） 外国投资者取得实际控制权，是指外国投资者通过并购成为境内企业的控股股东或实际控制人。包括下列情形：

1. 外国投资者及其控股母公司、控股子公司在并购后持有的股份总额在 50%以上。
2. 数个外国投资者在并购后持有的股份总额合计在 50%以上。

3. 外国投资者在并购后所持有的股份总额不足 50%，但依其持有的股份所享有的表决权已足以对股东会或股东大会、董事会的决议产生重大影响。
4. 其他导致境内企业的经营决策、财务、人事、技术等实际控制权转移给外国投资者的情形。

二. 并购安全审查内容

- (一) 并购交易对国防安全，包括对国防需要的国内产品生产能力、国内服务提供能力和有关设备设施的影响。
- (二) 并购交易对国家经济稳定运行的影响。
- (三) 并购交易对社会基本生活秩序的影响。
- (四) 并购交易对涉及国家安全关键技术研发能力的影响。

三. 并购安全审查工作机制

- (一) 建立外国投资者并购境内企业安全审查部际联席会议（以下简称联席会议）制度，具体承担并购安全审查工作。
- (二) 联席会议在国务院领导下，由发展改革委、商务部牵头，根据外资并购所涉及的行业和领域，会同相关部门开展并购安全审查。
- (三) 联席会议的主要职责是：分析外国投资者并购境内企业对国家安全的影响；研究、协调外国投资者并购境内企业安全审查工作中的重大问题；对需要进行安全审查的外国投资者并购境内企业交易进行安全审查并作出决定。

四. 并购安全审查程序

- (一) 外国投资者并购境内企业，应按照本通知规定，由投资者向商务部提出申请。对属于安全审查范围内的并购交易，商务部应在 5 个工作日内提请联席会议进行审查。

(二) 外国投资者并购境内企业，国务院有关部门、全国性行业协会、同业企业及上下游企业认为需要进行并购安全审查的，可以通过商务部提出进行并购安全审查的建议。联席会议认为确有必要进行并购安全审查的，可以决定进行审查。

(三) 联席会议对商务部提请安全审查的并购交易，首先进行一般性审查，对未能通过一般性审查的，进行特别审查。并购交易当事人应配合联席会议的安全审查工作，提供安全审查需要的材料、信息，接受有关询问。

一般性审查采取书面征求意见的方式进行。联席会议收到商务部提请安全审查的并购交易申请后，在 5 个工作日内，书面征求有关部门的意见。有关部门在收到书面征求意见函后，应在 20 个工作日内提出书面意见。如有关部门均认为并购交易不影响国家安全，则不再进行特别审查，由联席会议在收到全部书面意见后 5 个工作日内提出审查意见，并书面通知商务部。

如有部门认为并购交易可能对国家安全造成影响，联席会议应在收到书面意见后 5 个工作日内启动特别审查程序。启动特别审查程序后，联席会议组织对并购交易的安全评估，并结合评估意见对并购交易进行审查，意见基本一致的，由联席会议提出审查意见；存在重大分歧的，由联席会议报请国务院决定。联席会议自启动特别审查程序之日起 60 个工作日内完成特别审查，或报请国务院决定。审查意见由联席会议书面通知商务部。

(四) 在并购安全审查过程中，申请人可向商务部申请修改交易方案或撤销并购交易。

(五) 并购安全审查意见由商务部书面通知申请人。

(六) 外国投资者并购境内企业行为对国家安全已经造成或可能造成重大影响的，联席会议应要求商务部会同有关部门终止当事人的交易，或采取转让相关股权、资产或其他有效措施，消除该并购行为对国家安全的影响。

五. 其他规定

(一) 有关部门和单位要树立全局观念，增强责任意识，保守国家秘密和商业秘密，提高工作效率，在扩大对外开放和提高利用外资水平的同时，推动外资并购健康发展，切实维护国家安全。

(二) 外国投资者并购境内企业涉及新增固定资产投资的，按国家固定资产投资管理规定办理项目核准。

- (三) 外国投资者并购境内企业涉及国有产权变更的，按国家国有资产管理的有关规定办理。
- (四) 外国投资者并购境内金融机构的安全审查另行规定。
- (五) 香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区的投资者进行并购，参照本通知的规定执行。
- (六) 并购安全审查制度自本通知发布之日起 30 日后实施。

国务院办公厅
二〇一一年二月三日

商务部公告 2011 年第 53 号

根据《国务院办公厅关于建立外国投资者并购境内企业安全审查制度的通知》（国办发[2011]6 号）以及外商投资相关法律法规，在广泛征求公众意见的基础上，我部对《商务部实施外国投资者并购境内企业安全审查制度有关事项的暂行规定》（商务部公告 2011 年第 8 号）进行了完善，形成了《商务部实施外国投资者并购境内企业安全审查制度的规定》。现予以公布，自 2011 年 9 月 1 日起实施。

中华人民共和国商务部
二〇一一年八月二十五日

《商务部实施外国投资者并购境内企业安全审查制度的规定》

第一条 外国投资者并购境内企业，属于《国务院办公厅关于建立外国投资者并购境内企业安全审查制度的通知》明确的并购安全审查范围的，外国投资者应向商务部提出并购安全审查申请。

两个或者两个以上外国投资者共同并购的，可以共同或确定一个外国投资者(以下简称申请人)向商务部提出并购安全审查申请。

第二条 地方商务主管部门在按照《关于外国投资者并购境内企业的规定》、《外商投资企业投资者股权变更的若干规定》、《关于外商投资企业境内投资的暂行规定》等有关规定受理并购交易申请时，对于属于并购安全审查范围，但申请人未向商务部提出并购安全审查申请的，应暂停办理，并在 5 个工作日内书面要求申请人向商务部提交并购安全审查申请，同时将有关情况报商务部。

第三条 外国投资者并购境内企业，国务院有关部门、全国性行业协会、同业企业及上下游企业认为需要进行并购安全审查的，可向商务部提出进行并购安全审查的建议，并提交有关情况的说明(包括并购交易基本情况、对国家安全的具体影响等)，商务部可要求利益相关方提交有关说明。属于并购安全审查范围的，商务部应在 5 个工作日内将建议提交联席会议。联席会议认为确有必要进行并购安全审查的，商务部根据联席会议决定，要求外国投资者按本规定提交并购安全审查申请。

第四条 在向商务部提出并购安全审查正式申请前，申请人可就其并购境内企业的程序性问题向商务部提出商谈申请，提前沟通有关情况。该预约商谈不是提交正式申请的必经程序，商谈情况不具有约束力和法律效力，不作为提交正式申请的依据。

第五条 在向商务部提出并购安全审查正式申请时，申请人应提交下列文件：

- （一） 经申请人的法定代表人或其授权代表签署的并购安全审查申请书和交易情况说明；
- （二） 经公证和依法认证的外国投资者身份证明或注册登记证明及资信证明文件；法定代表人身份证明或外国投资者的授权代表委托书、授权代表身份证明；
- （三） 外国投资者及关联企业(包括其实际控制人、一致行动人)的情况说明，与相关国家政府的关系说明；
- （四） 被并购境内企业的情况说明、章程、营业执照(复印件)、上一年度经审计的财务报表、并购前后组织架构图、所投资企业的情况说明和营业执照(复印件)；
- （五） 并购后拟设立的外商投资企业的合同、章程或合伙协议以及拟由股东各方委任的董事会成员、聘用的总经理或合伙人等高级管理人员名单；
- （六） 为股权并购交易的，应提交股权转让协议或者外国投资者认购境内企业增资的协议、被并购境内企业股东决议、股东大会决议，以及相应资产评估报告；
- （七） 为资产并购交易的，应提交境内企业的权力机构或产权持有人同意出售资产的决议、资产购买协议(包括拟购买资产的清单、状况)、协议各方情况，以及相应资产评估报告；
- （八） 关于外国投资者在并购后所享有的表决权对股东会或股东大会、董事会决议、合伙事务执行的影响说明，其他导致境内企业的经营决策、财务、人事、技术等实际控制权转移给外国投资者或其境内外关联企业的情况说明，以及与上述情况相关的协议或文件；
- （九） 商务部要求的其他文件。

第六条 申请人所提交的并购安全审查申请文件完备且符合法定要求的，商务部应书面通知申请人受理申请。

属于并购安全审查范围的，商务部在 15 个工作日内书面告知申请人，并在其后 5 个工作日内提请外国投资者并购境内企业安全审查部际联席会议(以下简称联席会议)进行审查。

自书面通知申请人受理申请之日起的 15 个工作日内，申请人不得实施并购交易，地方商务主管部门不得审批并购交易。15 个工作日后，商务部未书面告知申请人的，申请人可按照国家有关法律法规办理相关手续。

- 第七条** 商务部收到联席会议书面审查意见后，在 5 个工作日内将审查意见书面通知申请人(或当事人)，以及负责并购交易管理的地方商务主管部门。
- (一) 对不影响国家安全的，申请人可按照《关于外国投资者并购境内企业的规定》、《外商投资企业投资者股权变更的若干规定》、《关于外商投资企业境内投资的暂行规定》等有关规定，到具有相应管理权限的相关主管部门办理并购交易手续。
- (二) 对可能影响国家安全且并购交易尚未实施的，当事人应当终止交易。申请人未经调整并购交易、修改申报文件并经重新审查，不得申请并实施并购交易。
- (三) 外国投资者并购境内企业行为对国家安全已经造成或可能造成重大影响的，根据联席会议审查意见，商务部会同有关部门终止当事人的交易，或采取转让相关股权、资产或其他有效措施，以消除该并购行为对国家安全的影响。
- 第八条** 在商务部向联席会议提交审查后，申请人修改申报文件、撤销并购交易或应联席会议要求补交、修改材料的，应向商务部提交相关文件。商务部在收到申请报告及有关文件后，于 5 个工作日内提交联席会议。
- 第九条** 对于外国投资者并购境内企业，应从交易的实质内容和实际影响来判断并购交易是否属于并购安全审查的范围；外国投资者不得以任何方式实质规避并购安全审查，包括但不限于代持、信托、多层次再投资、租赁、贷款、协议控制、境外交易等方式。
- 第十条** 外国投资者并购境内企业未被提交联席会议审查，或联席会议经审查认为不影响国家安全的，若此后发生调整并购交易、修改有关协议文件、改变经营活动以及其他变化（包括境外实际控制人的变化等），导致该并购交易属于《国务院办公厅关于建立外国投资者并购境内企业安全审查制度的通知》明确的并购安全审查范围的，当事人应当停止有关交易和活动，由外国投资者按照本规定向商务部提交并购安全审查申请。
- 第十一条** 参与并购安全审查的商务主管部门、相关单位和人员应对并购安全审查中的国家秘密、商业秘密及其他需要保密的信息承担保密义务。
- 第十二条** 本规定自 2011 年 9 月 1 日起实施。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。